

事務連絡
平成 30 年 10 月 24 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その 23)

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に關し、一部負担金、保險外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保險医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願ひしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保險医療機関等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(平成 30 年 9 月 5 日付け事務連絡から、下線部、別紙 1、別紙 2 及びリーフレットを更新)

記

1 に掲げる者については、保險医療機関及び保險医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保險薬局及び保險薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。
なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものも含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村の被保険者であって、別紙 1 に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 5 条の被保険者(市町村国保の被保険者)、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の被保険者であって、別紙 1 に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)若しくは船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の被保険者若しくは被扶養者(被災以後、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)若しくは国民健康保険法第 19 条の被保険者(国民健康保険組合の被保険者)であって、別紙 2 に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成 30 年 7 月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成 30 年 12 月末までの診療、調剤及び訪問看護
なお、平成 31 年 1 月 1 日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険者から交付された一部負担金等の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を猶予・免除すること。

3 医療機関等における確認等

上記 1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が 1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の 1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。
なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 売を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成 25 年 1 月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われています。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
平成30年10月24日時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 稽留証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ④ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑤

対象保険者

【岡山県】

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 濑戸内市 赤磐市 真庭市
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町
小田郡矢掛町 津山市 美作市 和気郡和気町 岡山県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いたしました内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口での取扱いは平成30年12月末までです。

なお、**平成31年1月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予（免除）を受けることができます。
猶予（免除）証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続をお願いいたします。

- **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ 保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます



平成30年10月24日時点

○ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保

険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔広島県〕
広島市 吳市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 三次市 庄原市 広島県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいたい内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○ この窓口での取扱いは平成30年12月末までです。

なお、平成31年1月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示することで、猶予（免除）を受けることができます。猶予（免除）証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続をお願いいたします。

○ 窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、 ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。